

○平成二十七年厚生労働省告示第二百三十三号（租税特別措置法第十三条の三第一項各号及び第四十六条の二第一項各号の規定の適用を受ける建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品を指定する件）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>租税特別措置法第十三条の三第一項各号及び第四十六条の二第一項各号の規定の適用を受ける建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品は、次に掲げる建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品とする。ただし、第三号から第六号までに掲げる建物及び建物附属設備にあつてはこれらの建物及び建物附属設備を有する者の雇用する労働者が使用するものに限り、第八号から第十三号までに掲げる車両及び運搬具並びに器具及び備品にあつては医療業、児童福祉事業、老人福祉・介護事業又は障害者福祉事業を営む者がこれらの事業の用に供しているものに限る。</p> <p>一 事業所内保育施設（次に掲げる基準を満たす保育施設をいう。） イ〜ハ（略）</p> <p>二 次に掲げる保育施設の収容定員に応じ、それぞれ次に定める基準を満たすこと。なお、次に定める基準における保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある保育施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。（イ及びロにおいて同じ。））の数の算定に当たっては、当該保育施設に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>租税特別措置法第十三条の三第一項各号及び第四十六条の二第一項各号の規定の適用を受ける建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品は、次に掲げる建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品とする。ただし、第三号から第六号までに掲げる建物及び建物附属設備にあつてはこれらの建物及び建物附属設備を有する者の雇用する労働者が使用するものに限り、第八号から第十三号までに掲げる車両及び運搬具並びに器具及び備品にあつては医療業、児童福祉事業、老人福祉・介護事業又は障害者福祉事業を営む者がこれらの事業の用に供しているものに限る。</p> <p>一 事業所内保育施設（次に掲げる基準を満たす保育施設をいう。） イ〜ハ（略）</p> <p>二 次に掲げる保育施設の収容定員に応じ、それぞれ次に定める基準を満たすこと。なお、次に定める基準における保育士の数の算定に当たっては、当該保育施設に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>

(イ)  
(ロ) (略)

ホ・ヘ (略)  
二〇十三 (略)

(イ) 収容定員が十九人以下 設備運営基準第四十七条第一項に規定する保育従事者の数が次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数の合計数に一を加えた数以上であり、かつ、当該合計数に一を加えた数のうち二分の一以上が保育士であること。ただし

、現に保育を受けている乳幼児が一人であって、当該保育施設の運営時間が十一時間を超える時間帯にあつては、(イ)本文の規定にかかわらず、保育士の数が一人以上であること。

乳児 おおむね三人につき一人

満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

満三歳以上満四歳に満たない幼児 おおむね二十人につき一人

満四歳以上の幼児 おおむね三十人につき一人

(ロ) 収容定員が二十人以上 保育士の数が(イ)(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(イ)(1)から(4)までに定める数の合計数以上であり、かつ、二人以上であること。ただし、現に保育を受けている乳幼児が一人であつて、当該保育施設の運営時間が十一時間を超える時間帯にあつては、(ロ)本文の規定にかかわらず、保育士の数が一人以上であること。

ホ・ヘ (略)  
二〇十三 (略)